

1 官公法に基づく「支障ない状態の確認」

官公法では、保全の基準（国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準）に基づき、建築物の敷地及び建築物の各部等が支障のない状態に保全されていることを確認することが定められています。「支障がない状態の確認」は、全ての国家機関の建築物等が対象です。実施者は、施設保全責任者が行うこととしており、資格は必要ありません。支障の有無を施設保全責任者が自分で確認するのも、点検結果等で確認するのも「支障がない状態の確認」に該当します。確認周期は、建築物の敷地及び構造について概ね1年、建築設備について概ね6か月から1年です。また、大きな外力が作用した後の確認についても定められています。

2 冬の保全

今回は、冬の雪害、凍害などの保全情報を記載します。

【雪害】

雪害は、重たい雪が原因となって建物、工作物、設備機器に害を与えるものです。水分が多く重い雪が想定以上に積もった場合は、庁舎、工作物等の倒壊を防ぐため屋根の雪下ろし等が必要となります。除雪屋根の雪下ろしによる転落事故には、十分注意が必要です。軽い雪でも量が多く降り積もった時には、FF（密閉式・強制吸排気形）ストーブであっても吸排気口の位置が低い場合、排気が塞がり一酸化中毒による死亡事故が想定されます。

【凍害】

凍害は寒さにより、水が凍ることによる凍結の

被害です。水道管凍結は、屋外の場合経年劣化等で保温材が剥がれていたり、日陰に設置している配管は凍結する場合があります。駐車場（車庫）等に設置される水道管に保温材が無く、シャッターがある場合は、閉ることにより温度低下を抑えられ凍結を防ぐことができます。

【結露】

結露は空気中の水分が、外に面した窓又は壁で冷やされ、水滴となって付着しておこります。結露は、カビの原因となったり、同じ場所（壁等）で繰り返し起こることにより、壁の塗装が剥がれ劣化したりしますので、結露受けが無い窓の場合はこまめに拭き取ることでカビ・劣化を防ぐことができます。結露は、結露する部分に風を送る又はマメな換気を行うことにより抑制できます。

まだまだ寒い日が続きます。施設保全責任者として安全な庁舎の施設管理をお願い致します。

